＜月次報告様式（新様式　令和５年５月～）＞

別表第２　令和５年度　公文書開示（５月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
1	R6.4.9	R6.4.11	令和６年度４月度の水利単価決定表	9	●															防災部 水利課
2	R6.5.9	R6.5.13	○区○丁目○番地、○番地間に埋設された防火水槽に関する平面図、断面図、側面図	2	●															防災部 水利課
3	R6.5.15	R6.5.15	○区○－○内の掘削工事に伴う防火水槽の位置及び構造の図面	3	●															防災部 水利課
4	R6.5.23	R6.5.24	下記工事に関する工事成績評定通知書及び項目別評定点評契約番号：０５－００００７２　工事件名：５防火水槽撤去工事その２	2		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	防災部 水利課
5	R6.5.23	R6.5.27	○区○丁目○番○号○内及び○区○丁目○番地先○道路下に埋設されている防火水槽２か所の構造図及び位置図	3	●															防災部 水利課
6	R6.5.23	R6.5.27	令和４年２月に申請し許可された道路占用許可（回答）書のかがみ、防火水槽設置場所一覧表、３ヶ所の防火水槽の図面（平面図及び断面図）（１）防火水槽NO.49（千代田区五番町１０）（２）防火水槽NO.50(千代田区五番町１２）（３）防火水槽NO.51(千代田区五番町１４))	8	●															防災部 水利課
7	R6.5.21	R6.5.29	令和６年２月４日１０時１２分に覚知した○区○丁目○番○号の火災で出場した災害に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成２１年３月２６日２０警警第８８６号警防部長依命通達）別記様式第３５号及び３６号消防活動総括表	1		●					●								特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。	警防部 警防課
8	R6.4.26	R6.5.2	東京消防庁救急業務等に関する規程事務処理要綱 第３０、２項（３）に定める救急活動記録票 別記様式第３５号（小隊活動記録票） 別記様式第３６号（傷病者記録票（基本情報）） 別記様式第３６号の２（傷病者記録票（観察・救急処置）） 別記様式第３６号の３（傷病者記録票（医療機関選定））	4	●															救急部 救急管理課

9	R6.5.12	R6.5.17	東京消防庁保有の全車両に係る呼出名称として使用される識別信号一覧	37		●								●				（７条６号） この情報を開示することにより、消防業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第７条第６号に該当する。	総務部 情報通信課
10	R6.4.26	R6.5.13	田園調布消防団第６分団本部敷地地質調査 小岩消防団第５分団格納庫敷地地質調査 荒川消防団第２分団本部敷地地質調査（その２） 日本橋消防団第１分団本部敷地地質調査 新宿消防団第１分団本部ほか１か所敷地地質調査 矢口消防団第２分団本部敷地地質調査	144	●															防災部 消防団課
11	R6.3.12	R6.5.9	火災調査書類（令和６年３月５日５玉用第５３８号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書 ３　現場見分調査書 ４　質問調査書【質問年月日・時間：令和６年１月３１日９時３５分から９時４０分まで】 ５　質問調査書【質問年月日・時間：令和６年１月３１日９時４０分から９時４５分まで】 ６　質問調査書【質問年月日・時間：令和６年１月３１日９時４５分から９時５５分まで】	30		●					●		●		●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する	予防部調査課
12	R6.3.13	R6.5.9	火災調査書類（令和５年１２月２８日５臨予第１９６号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書 ３　火災出場時における見分調査書 ４　鑑識見分調査書（第１回） ５　鑑識見分調査書（第２回） ６　鑑識見分調査書（第３回） ７　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年７月２４日９時００分から９時３０分まで】 ８　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年７月２４日９時３０分から１０時００分まで】 ９　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年８月２５日１３時００分から１３時３０分まで】 10　建物以外の損害調査書 11　死傷者調査書	69		●					●				●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部調査課

13	R6.3.13	R6.5.9	火災調査書類（令和５年１２月２８日５臨予第１９６号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書 ３　火災出場時における見分調査書 ４　鑑識見分調査書（第１回） ５　鑑識見分調査書（第２回） ６　鑑識見分調査書（第３回） ７　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年７月２４日９時００分から９時３０分まで】 ８　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年７月２４日９時３０分から１０時００分まで】 ９　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年８月２５日１３時００分から１３時３０分まで】 10　建物以外の損害調査書 11　死傷者調査書	69		●					●				●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部調査課
14	R6.4.2	R6.5.25	火災調査書類（令和６年３月２９日５芝予第３５２６号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書 ３　火災出場時における見分調査書（１） ４　火災出場時における見分調査書（２） ５　現場見分調査書（１）（第１回） ６　現場見分調査書（２）（第１回） ７　現場見分調査書（１）（第２回） ８　現場見分調査書（２）（第２回） ９　現場見分調査書（３）（第２回） １０　現場見分調査書（４）（第２回） １１　現場見分調査書（５）（第２回） １２　現場見分調査書（６）（第２回） １３　現場見分調査書（７）（第２回） １４　現場見分調査書（８）（第２回） １５　現場見分調査書（第３回） １６　現場見分調査書（第４回） １７　現場見分調査書（第５回） １８　質問調査書【質問年月日・日時：令和５年７月４日　９時３５分から９時５０分まで】 １９　質問調査書【質問年月日・日時：令和５年７月４日　１０時０５分から１０時１５分まで】 ２０　質問調査書【質問年月日・日時：令和５年７月４日　１０時１５分から１０時２５分まで】	316		●					●		●		●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部調査課
15	R6.4.1	R6.5.30	火火災調査書類（令和６年３月２９日５芝予第３１２９号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書 ３　火災出場時における見分調査書 ４　現場見分調査書 ５　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年１２月２２日　１０時３０分から１０時５３分まで】 ６　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年１２月２２日　１１時０３分から１１時０９分まで】	115		●					●				●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部調査課

16	R6.4.26	R6.5.2	①東京消防庁赤羽消防署浮間出張所庁舎敷地地質調査 ②東京消防庁荏原消防署小山出張所庁舎敷地地質調査 ③東京消防庁品川待機宿舎敷地地質調査 ④東京消防庁麻布消防署仮庁舎敷地地質調査 ⑤目黒消防署碑文谷出張所庁舎敷地地質調査 の特記仕様書及び内訳書一式	144	●															総務部 施設課
17	R6.5.7	R6.5.16	①深川消防署森下出張所（５）電気設備改修工事 ②東京消防庁八王子消防署北野出張所庁舎（５）改築電気設備工事 ③東京消防庁八王子消防署北野出張所庁舎（５）改築空調設備工事 ④王子消防署（５）電気設備改修工事 ⑤小岩消防署南小岩出張所（５）太陽光発電設備その他改修工事 ⑥西新井消防署大師前出張所（５）太陽光発電設備その他改修工事 ⑦新宿消防署落合出張所（５）太陽光発電設備その他改修工事 ⑧芝消防署三田出張所（５）太陽光発電設備その他改修工事 ⑨東京消防庁本所消防署東駒形出張所仮庁舎（５）新築電気設備工事 ⑩東京消防庁国分寺消防署西元出張所（仮称）庁舎（５）改築電気設備工事 ⑪東京消防庁国分寺消防署西元出張所（仮称）庁舎（５）改築空調設備工事 以上１１件の共通費算定書、特記仕様書 ⑫浅草消防署（５）電気設備その他改修工事 ⑬新宿消防署落合出張所（５）空調設備その他改修工事 以上２件の共通費算定書 ⑭荒川消防署（５）電気設備改修工事 以上１件の特記仕様書	419	●															総務部 施設課
18	R6.5.14	R6.5.17	①東京消防庁国分寺消防署西元出張所（仮称）庁舎（５）改築空調設備工事 ②東京消防庁国分寺消防署西元出張所（仮称）庁舎（５）改築給排水衛生設備工事 ③本郷消防署（５）電気設備その他改修工事 ④上高田家族待機宿舎（５）給排水衛生設備その他改修工事 以上４件の内訳書、共通費算定書一式	201	●															総務部 施設課
19	R6.5.21	R6.5.31	令和６年度東京消防庁消防官採用試験（Ｉ類１回目）（令和６年５月１２日実施）教養試験問題	32	●															人事防 人事課
20	R6.5.16	R6.5.30	令和６年４月２８日、２１時３０分、○区○町○番○号で発生した危険排除に係る以下の消防活動記録 ⑴消防活動報告（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第３７号） ⑵指揮活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第３８号） ⑶小隊活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第３９号）	4		●					●								（７条２号）この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	警防部特殊 災害課
21	R6.4.22	R6.5.1	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年８月１０日５岩予（報）第５５６号）	14		●					●								この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部査察 課
22	R6.4.25	R6.5.1	○(○区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等）点検結果報告書(令和５年１２月２７日５杉井(報)第２０４号)	17	●															予防部査察 課
23	R6.4.25	R6.5.1	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年７月７日５新予（報）第７５３号） ⑴　別記様式第１　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 ⑵　別記様式第２　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（その１） ⑶　別記様式第２　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（その２）	3	●															予防部査察 課
24	R6.4.25	R6.5.7	○(○区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和５年１月１３日４品予(報)第１１１４号)のうち以下の公文書 ⑴　別記様式第１　消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 ⑵　別記様式第２　消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表(その１)	2		●					●								この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部査察 課

25	R6.5.2	R6.5.9	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和３年１２月２３日３日予（報）第１２３５号）	20	●															予防部査察課
26	R6.5.2	R6.5.9	○（○区○丁目○番○号）に係る防火対象物点検結果報告書					●											当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課
27	R6.5.7	R6.5.15	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年２月８日５芝予（報）第２３９８号）	67		●					●								この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部査察課
28	R6.5.8	R6.5.15	○（○区○丁目○番○号）における以下の公文書 (1)　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和２年１２月１４日２渋予（報）第３０２１号） (2)　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年１０月２７日５渋予（報）第２８５７号）	38		●					●								この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部査察課
29	R6.5.13	R6.5.15	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和４年１０月２５日４板予（報）第１０５７号）	3	●															予防部査察課
30	R6.5.16	R6.5.20	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年１月２９日５荏予（報）第１３９６号）	5	●															予防部査察課
31	R6.5.21	R6.5.28	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年１０月１１日５日予（報）第８６９号）	13	●															予防部査察課
32	R6.5.20	R6.5.29	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和４年１０月７日４鷹予（報）第６３８号）	14	●															予防部査察課
33	R6.5.22	R6.5.29	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年２月２日５四予（報）第１１７２号）	14		●					●								この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部査察課
34	R6.5.30	R6.5.31	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等）点検結果報告書(令和４年９月１６日４郷予(報)第７００号）	15	●															予防部査察課
35	R6.4.18	R6.5.1	○（○区○丁目○番○号）に係る １　消防用設備等設置届出書（平成元年１１月２９日八王子消防署予防課第３２００号） ２　消防用設備等着工届出書（平成元年１０月１８日八王子消防署予防課第１６７５号） ３　消防用設備等設置届出書（平成元年１１月２９日八王子消防署予防課第３１９８号） ４　消防用設備等着工届出書（平成元年１０月２５日八王子消防署予防課第１６９０号） ５　電気設備設置（変更）届出書（平成元年１１月２７日八王子消防署予防課第１１６９号）	69	●															予防部予防課
36	R6.4.22	R6.5.1	○（○区○丁目○番○号）に係る １　調査書（令和５年８月１４日５世予（着）第１８９号） ２　工事整備対象設備等着工届出書（令和５年８月１４日５世予（着）第１８９号）の鑑、防火対象物概要表、スプリンクラー設備の概要表、スプリンクラー設備管路摩擦損失計算書、機器図及び認定証 ３　調査書（令和５年１２月１２日５世予（着）第３８４号） ４　工事整備対象設備等着工届出書（令和５年１２月１２日５世予（着）第３８４号）の鑑及び機器図 ５　調査書（令和５年１２月１２日５世予（着）第３８５号） ６　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書（令和５年１２月１２日５世予（着）第３８５号）の鑑、防火対象物の概要表、連結送水管概要表、系統図、設計送水圧力の計算表及び機器図	59	●															予防部予防課

37	R6.4.30	R6.5.9	○（○区○丁目○番○号）に係る 1　新築時の建築確認申請の消防同意調査書に係る指示事項 2　消防同意前の事前打合せ議事録に係る文書	3	●															予防部予防課
38	R6.4.25	R6.5.10	○（○区○丁目○番○号）に係る 1　工事整備対象設備等着工届出書（自動火災報知設備）一式（平面図、系統図除く） 2　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（自動火災報知設備）一式（平面図、系統図除く）	27	●															予防部予防課
39	R6.4.25	R6.5.10	○（○区○丁目○番○号）に係る 1　工事整備対象設備等着工届出書（自動火災報知設備）一式（平面図、系統図除く） 2　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（自動火災報知設備）一式（平面図、系統図除く）	27	●															予防部予防課
40	R6.4.24	R6.5.13	○（○区○丁目○番○号）に係る昭和５９年３月３日に届出された「防火対象物使用（変更）届出書その１」にある下記の図面 1　１、２、３階平面図 2　立面図	9		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
41	R6.4.24	R6.5.13	○（○区○丁目○番○号）に係る竣工当初の 1．防火対象物使用届その１（案内図、配置図、仕上表、平面図） 2．防火対象物使用届その２（消防用設備等）（連結送水管に係る立面図、断面図）	20		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
42	R6.4.30	R6.5.13	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（昭和５９年１２月１９日麻布消防署予防課第９５５号）に添付された系統図及び各階平面図	6		●					●								特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。	予防部予防課
43	R6.4.16	R6.5.15	○（○区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和６３年３月４日東調布消防署予防課第２９号）	22		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
44	R6.5.2	R6.5.15	○（○区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1　消防用設備等着工届出書（不燃性ガス消火設備）（昭和４９年６月１８日品川消防署予防課第４１号）一式 2　消防用設備等着工届出書（二酸化炭素消火設備）（昭和５１年２月２８日品川消防署予防課第４５～４６号）一式 3　消防用設備等着工届出書（二酸化炭素消火設備）（平成１０年１２月２８日品川消防署予防課第５４９号）一式	98		●					●		●						個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第７条第２号に該当する。 また、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
45	R6.5.9	R6.5.15	○（○区○丁目○番○号）に係る 1　防火対象物使用開始届に係る検査結果通知書 2　消防用設備等設置届に係る検査結果通知書	2	●															予防部予防課
46	R6.5.13	R6.5.22	○（○区○丁目○番○号）に係る最新の防火対象物使用開始届出書（平成１９年１０月２４日１９福予（使）第５２号）に添付された鑑及び平面図	7	●															予防部予防課
47	R6.5.13	R6.5.22	○（○区○丁目○番○号）に係る自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和元年１２月１０日渋予（設）第１９２２号）一式	15	●															予防部予防課

48	R6.5.15	R6.5.22	○（○区○丁目○番○号）に係る 1　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１７年１２月１２日上予（設）第６２３号）消火器 2　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１７年１２月１２日上予（設）第６２４号）誘導灯 3　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１８年３月２日上予（設）第８３４号）消火器 4　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１８年３月２日上予（設）第８３５号）自動火災報知設備 5　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１８年３月２日上予（設）第８３３号）誘導灯	39	●															予防部予防課
49	R6.5.14	R6.5.27	○（○区○丁目○番○号）に係る新築時に届出された防火対象物使用（変更）届出書その１（平成３年４月２日神田消防署予防課第５４号）に添付された各階平面図、立面図及び断面図	8		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
50	R6.5.17	R6.5.27	○（○区○丁目○番○号）に係る 1　消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成１４年４月２２日大森消防署予防課第４１号）の平面図及び系統図 2　消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成１５年１０月８日大森消防署予防課第３４９号）の平面図及び系統図 3　消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成２３年６月１５日大森消防署予防課第１２３号）の平面図	45	●															予防部予防課
51	R6.5.17	R6.5.27	○（○区○丁目○番○号）に係る 1　消防用設備等設置届（令和４年１１月２１日４目中（設）第９２号） 2　防火対象物使用開始届（令和４年１１月１７日４目中（使）第６２号）	28	●															予防部予防課
52	R6.5.14	R6.5.27	○（○区○丁目○番○号）に係る 1　防火対象物使用（変更）開始届出書その１（昭和６０年８月１０日板橋消防署予防課第+G49１１２７号）に添付された鑑以外の図書 2　防火対象物使用開始届出書（平成２４年１月１２日板予（使）第１１０号）に添付された鑑以外の図書	57		●							●						公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第４号に該当する。	予防部予防課
53	R6.5.20	R6.5.27	○（○区○丁目○番○号）に係る平成１４年１０月頃に提出された屋内消火栓設備の消防用設備等着工届出書の系統図及び１階設備図（平成１４年１０月１１日麻布消防署予防課第１８２号）	5	●															予防部予防課
54	R6.5.21	R6.5.27	○（○区○丁目○番○号）に係る平成２６年８月１日に提出された防火対象物使用開始届一式（平成２６年８月１日上野消防署予防課第１２４号）	12	●															予防部予防課
55	R6.5.15	R6.5.28	○（○区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）開始届出書その１（平成５年４月５日深川消防署予防課第８号）	18		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
56	R6.5.23	R6.5.29	○（○区○丁目○番○号）に係る 消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成１３年１月１０日京橋消防署予防課第１７８９号）の平面図	10	●															予防部予防課
57	R6.5.20	R6.5.30	○（○区○丁目○番○号）○に係る 1　最新の消防設備業届出書 2　平成１２年頃に届出された消防設備業届出書（変更届）一式	12		●					●		●						個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるあるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
58	R6.5.21	R6.5.31	○（○区○丁目○番○号）に係る 1　建物全体及び各テナントの防火対象物使用開始届出書の鑑及びその検査時の検査結果書 2　建物全体の消防用設備等設置届出書の鑑及びその検査時の検査結果書					●											当該公文書は日本橋消防署に届出されておらず、届出に伴う使用検査も実施していないため、存在しない。	予防部予防課

59	R6.5.21	R6.5.31	○（○区○丁目○番○号）に係る直近の現存する以下の公文書 1　防火対象物使用（変更）届出書その１（平成５年１０月１３日日本橋消防署予防課第１４１号）（建物）の鑑 2　防火対象物使用（変更）届出書その１（建物）に係る検査結果書 3　防火対象物使用開始届出書（令和２年２月４日３１日予（使）第８７３号）（１階日本橋室町皮ふ科）の鑑 4　防火対象物使用開始届出書（令和２年２月４日３１日予（使）第８７３号）（１階日本橋室町皮ふ科）に係る検査結果書 5　防火対象物使用開始届出書（平成２９年１０月６日２９日予第４２９号）（４階アセット株式会社）の鑑 6　消防用設備等設置届出書（平成５年１０月１４日日本橋消防署予防課第７６５号）（消火器）の鑑 7　消防用設備等設置届出書（平成５年１０月１５日日本橋消防署予防課第６８５号）（非常警報設備）の鑑 8　消防用設備等設置届出書（平成５年９月２７日日本橋消防署予防課第６３７号）（誘導灯）の鑑 9　消防用設備等設置届出書（消火器、非常警報設備、誘導灯）に係る検査結果書	9	●															予防部予防課
60	R6.5.23	R6.5.31	○（○区○丁目○番○号）○に係る令和６年３月頃に届け出された以下の公文書 1　誘導灯の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和年３月２６日５京予（設）第３０２７号）の一式 2　自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和６年３月２６日５京予（設）第３０２６号）の一式	31	●														予防部予防課
61	R6.5.23	R6.5.31	○（○区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1　消火器の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２３年３月４日２２鷹大（設）第３２号）一式（図面を除く）及びその検査結果書 2　避難器具の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２３年３月４日２２鷹大（設）第３３号）一式（図面を除く）及びその検査結果書	15	●														予防部予防課
62	R6.5.24	R6.5.31	○（○区○丁目○番○号）○に係る防火対象物使用開始届書のかがみ（令和５年３月１０日世田谷消防署予防課第３０８号）	1	●														予防部予防課